

航空自衛隊仕様書		
仕様書の 種類	内容による分類	装備品等仕様書
	性質による分類	個別仕様書
物品番号		仕様書番号
品名 又は 件名	トラック 3 1/2 t 6×6 (2 t クレーン付)	CPS-V 23124-12
		大臣承認 昭和54年 6月28日
		作成 昭和54年 6月28日
		改正 令和 3年10月25日
		令和 5年 6月19日
	作成部隊等名	補給本部

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊において、移動用3次元レーダ装置の移動用軟質レドーム等を迅速に移動、展開するために使用するトラック 3 1/2 t 6×6 (2 t クレーン付) (以下、“車両”という。)及び基地防空用地対空誘導弾の弾薬運搬装填車の車両部として使用する3 1/2 tトラック、基地防空用地対空誘導弾(弾薬運搬装填車用) (以下、“シャシ”という。)について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書に用いる用語及び定義は、DSP D 0003の1.2、C&LPS-V00008の1.2及びC&LPS-Y00007の1.2によるほか、次による。

#### 1.2.1

##### 最大積載状態

空車状態の車両又はシャシに操縦手1名(80 kg)、助手1名(80 kg)及び最大積載質量5 000 kgの荷物を均等に積載した状態。

なお、この状態での運行は、通常、路上とする。

#### 1.2.2

##### シャシ

CPS-N14019に示す基地防空用地対空誘導弾の弾薬運搬装填車(以下、“弾薬運搬装填車”という。)の車両部として使用するシャシ。

#### 1.2.3

##### シャシ質量

シャシに燃料、潤滑油及び冷却水などを全量搭載し、携行工具、附属品及び予備部品を収納した状態の質量。

品名	トラック3 1/2 t 6×6 (2 t クレーン付)
----	-----------------------------

### 1.3 種類

種類は、表1による。

なお、調達する種類は、調達要領指定書により指定する。

表1-種類

種類	品名	物品番号
I型	トラック3 1/2 t 6×6 (2 t クレーン付)	2320-283-6675-5
II型	3 1/2 t トラック, 基地防空用地対空誘導弾 (弾薬運搬装填車用)	2320-427-8986-5

### 1.4 製品の呼び方

製品の呼び方は、表1の品名による。

例 トラック3 1/2 t 6×6 (2 t クレーン付)

### 1.5 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、c)を除き、この仕様書に定める内容が優先する。

#### a) 規格

JIS G 3525 ワイヤロープ

JIS Z 9015-1 計数值検査に対する抜取検査手順-第1部：ロットごとの検査に対するAQL指標型抜取検査方式

#### b) 仕様書

DSP D 0003 3 1/2 t トラック

CPS-N14019 基地防空用地対空誘導弾

C&LPS-V00008 車両等共通仕様書

C&LPS-Y00007 調達品等一般共通仕様書

#### c) 法令等

クレーン等安全規則 (昭和47年労働省令第34号)

移動式クレーン構造規格 (平成7年労働省告示第135号)

自衛隊の使用する自動車に関する訓令 (昭和45年防衛庁訓令第1号)

火薬類の運搬に関する内閣府令 (昭和35年総理府令第65号)

消防法 (昭和23年法律第186号)

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）  
環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成13年環境省告示第11号）

## 2 製品に関する要求

### 2.1 一般的要求

一般的要求は、種類Ⅰ型は、移動用3次元レーダ装置の移動用軟質レドーム等の移動及び展開に、種類Ⅱ型は、弾薬運搬装填車の車両部として使用し、C&LPS-V00008の2.1によるほか、クレーン等安全規則、移動式クレーン構造規格及び自衛隊の使用する自動車に関する訓令に適合しなければならない。

なお、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づく、環境物品等の調達の推進に関する基本方針は、適用しない。

### 2.2 材料・部品・加工方法

材料、部品及び加工方法は、C&LPS-V00008の2.2による。

### 2.3 構成

構成は、DSP D 0003の2.3によるほか、クレーン装置を備える。

### 2.4 構造・形状・寸法・質量

#### 2.4.1 構造

構造は、DSP D 0003の2.5.1及び表5によるほか、次による。ただし、後軸懸架装置は、シングルバネ式とする。

なお、細部は、承認図面による。

a) 種類Ⅰ型の荷台乗車定数は、16名とする。

b) 種類Ⅱ型 種類Ⅱ型は、次による。

- 1) 荷台用ほろ、カーテン、ほろ骨及び乗員用の折り畳み椅子として兼用できる構造の木製サイドラックは、除く。
- 2) 自動車番号標をシャシの前部及び後部に取り付けられる構造とする。
- 3) 火薬類の運搬に関する内閣府令（以下“内閣府令”という。）の第16条に規定された標識を車体の前後及び側面に取付け取り外しができる構造を設ける。
- 4) 内閣府令の第16条に規定された赤色灯を車体の前後に取り付ける。
- 5) 強化液消火器ABC・8 L・蓄圧式・自動車用の取付金具を操縦室内の乗車降車の妨げにならない場所に1EA取り付ける。

#### 2.4.2 形状・寸法

形状及び寸法は、種類Ⅰ型は図1を、種類Ⅱ型は図2を基準とし、細部は、承認図面による。

#### 2.4.3 質量

質量は、表2を基準とし、細部は、承認図面による。

品 名	トラック 3 1 / 2 t 6 × 6 (2 t クレーン付)
-----	----------------------------------

表 2 - 質量

単位 kg

区 分		規定	
種類 I 型	空車状態の質量	9 540	
	空車状態の配分質量	前	5 040
		後	4 500
	標準積載状態の質量	13 200	
	最大積載状態の質量	14 700	
種類 II 型	シャシ質量	9 450	
	シャシの配分質量	前	5 060
		後	4 390
	許容限度	14 610	

## 2.5 外観・機能・性能

### 2.5.1 外観

外観は、DSP D 0003 の 2.6.1 による。

### 2.5.2 機能・性能

機能及び性能は、次による。

なお、クレーン装置については、表 3 による。

- a) 種類 I 型は、DSP D 0003 の 2.6.2 による。ただし、最小旋回半径は、9.4 m 以下とし、最大安定傾斜角は、35° まで傾けた場合に転覆してはならない。
- b) 種類 II 型は、表 6 の試験方法によって試験したとき、表 4 による。

品 名	トラック 3 1 / 2 t 6 × 6 ( 2 t クレーン付)
-----	-----------------------------------

表 3 - 機能・性能 (クレーン装置)

項目		規定
最大旋回半径		7 500 mm (標準)
最小旋回半径		620 mm (標準)
最大つり上げ能力	作業半径	2 700 mm 時 2 930 kg 以上
		4 000 mm 時 1 880 kg 以上
	ふ仰角度	1° ~ 78° (標準)
	旋回角度	360° 連続全旋回
ブーム		鋼製箱形断面 溶接組立
		3 段伸縮式 (油圧)
		長さ
		最小 3.3 m (標準)
油圧ポンプ	形式	歯車式
	吐出量	60 L / 1 750 min <sup>-1</sup> (エンジン回転数) (標準)
	常用圧力	20.6 Mpa (標準)
油圧モータ (ウインチ駆動用)	形式	ピストン形
	トルク	60.9 N・m / 20.6 Mpa 以上
ブーム伸縮シリンダ <sup>※</sup> 及び ブーム起伏シリンダ <sup>※</sup>	形式	複動シリンダ形
ワイヤーロープ		J I S G 3 5 2 5 の I W R C 6 × W S ( 2 6 ) , B 種 Z より φ 8 mm, 51 m (標準) 又は同等以上のものを含む。
<b>注記</b> 許容公差については、製造会社の規定による。		

品 名	トラック3 1/2 t 6×6 (2 t クレーン付)
-----	-----------------------------

表4－機能・性能（シャシ）

項目		規定	
走行性能	機関最大出力	DSP D 0003の2.5.1 a) 2)による。	
	機関最大トルク	DSP D 0003の2.5.1 a) 3)による。	
	制動力	主制動装置	制動力の総和をシャシ質量で除した値が4.9 N/kg以上とし、左右の差は0.78 N/kg以下とする。 なお、走行による計測の場合は、停止距離が37 m以下とする。
		駐車制動装置	制動力の総和をシャシ質量で除した値が1.96 N/kg以上とする。 なお、走行による計測の場合は、停止していなければならない。
最小回転（旋回）半径		9.4 m以下とする。	
機能		異常があってはならない。	

## 2.6 塗装

塗装は、DSP D 0003の2.7による。また、クレーン装置は、車体と同様とする。

## 2.7 製品の表示

製品の表示は、C&LPS-V00008の2.4による。ただし、C&LPS-V00008の2.4.4の必要の有無は、調達要領指定書により指定する。

なお、細部は、承認図面による。

## 3 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等の定める監督及び検査実施要領によるほか、次による。ただし、クレーン装置については、社内試験等の成績書等によることが可能である。

a) 種類Ⅰ型は、DSP D 0003の付表1による。

b) 種類Ⅱ型は、表6による。

## 4 出荷条件

出荷条件は、商慣習による。

## 5 その他の指示

### 5.1 提出書類等

提出書類等は、次による。ただし、種類Ⅱ型については、d)を提出しない。

a) 類別原資料は、C&LPS-Y00007の4.1.1による。

b) 特定化学物質等の資料は、C&LPS-Y00007の4.1.3による。

c) 取扱説明書等は、C&LPS-V00008の5.1.2による。

品 名	トラック3 1/2 t 6×6 (2 t クレーン付)
-----	-----------------------------

- d) 車両法適用除外指定申出書関連書類は、C&LPS-V00008の5.1.3による。
- e) 完成写真等は、C&LPS-V00008の5.1.5による。
- f) 車両等主要諸元資料は、C&LPS-V00008の5.1.6による。

## 5.2 自動車検査証・車歴簿

自動車検査証及び車歴簿は、C&LPS-V00008の5.3及び5.5による。ただし、種類Ⅱ型については、附属しない。

## 5.3 携行工具・附属品・予備部品

携行工具、附属品及び予備部品は、DSP D 0003の5.2によるほか、Ⅱ型は、次による。ただし、ウインチカバー及びⅡ型の荷台用安全バンドは、附属しない。

- a) 内閣府令の第16条に規定された標識（昼夜間兼用） 4枚
- b) 内閣府令の第15条に規定された赤色灯（内1EAは、非常信号灯と兼用する。） 2EA
- c) 強化液消火器 ABC・8L・蓄圧式・自動車用（消防法規格の適合品、リサイクルシール付） 1EA

## 5.4 承認用図面・色見本

承認用図面・色見本は、次による。

- a) 承認用図面 契約の相手方は、C&LPS-Y00007の4.3により、次の承認用図面を作成の上、提出し、承認を受けなければならない。
  - 1) 外形図
  - 2) 塗装配置図
  - 3) 航空自衛隊標識図
  - 4) 銘板図
  - 5) その他必要な図面
- b) 色見本 契約の相手方は、C&LPS-Y00007の4.3により、車体外部の塗料の色について、色見本を作成の上、提出し、承認を受けなければならない。  
 なお、色見本の細部については、C&LPS-V00008の2.3.4による。

## 5.5 装備品等不具合報告（UR）対策

装備品等不具合報告（UR）対策は、C&LPS-Y00007の4.4による。

## 5.6 技術変更提案（ECP）

技術変更提案（ECP）は、C&LPS-Y00007の4.7による。

品 名	トラック3 1/2 t 6×6 (2 t クレーン付)
-----	-----------------------------

表5－構造

項目	規定
荷台	荷台の寸法（内のり）は、次のとおりとする。 長さ 3 600 mm 幅 2 290 mm 高さ 355 mm 許容公差については、製造会社の規定による。
クレーン 定格荷重及び概要	定格荷重 2.9 t 操縦席のスイッチにより動力取出装置を経て、油圧ポンプを駆動してクレーンサイドの切替えレバーにより、巻上げ、巻下げ、ブームの旋回、起伏及び伸縮させ得る構造で、安全装置及びアウトリガを設け、操縦室と荷台の間に装着する。
安全装置	“クレーン等安全規則”及び“移動式クレーン構造規格”に適合しなければならない。
巻き上げ装置	形式：油圧モータ駆動歯車減速式（メカニカルブレーキ付き）
クレーン操作装置	巻上げ、巻下げ、伸縮、旋回、起伏、左右アウトリガの各作動及びエンジン回転数を、クレーン両側面に設けた集中操作盤から操作できる構造とする。
フック固定装置	走行時、ブーム先端部にフックを固定する機構を有する。
その他	1 予備タイヤの取付けは、水平取付けとする。 2 クレーン本体に作業灯を取り付ける。

品 名	トラック3 1/2 t 6×6 (2 t クレーン付)
-----	-----------------------------

表6－検査項目，試験方法及び判定基準

検査項目		試験方法	判定基準
定置 c)	寸法・質量	シャシ質量状態で，車両の全長，全幅，全高，軸距，輪距（前後），操縦室の寸法並びに質量について，計測器を使用して計測する。 なお，表2の許容限度試験は実施しないほか，納入実績があり成績が良好の場合は，社内検査成績書等により確認する。	2.4.2 及び 2.4.3 による。
走行性能 a)c)	機関最大出力	原動機性能曲線図，走行性能曲線図等により確認する。	2.5.2 による。
	機関最大トルク		
	制動力	走行による試験の場合，主制動装置は，初速 60 km/h で停止距離を測定する。 駐車制動装置は，シャシ質量状態で 18% 勾配 (tan 値) の平坦な乾燥したコンクリート又は同等の摩擦係数を持つ路面で停止できることを確認する。 なお，本試験を社内試験等でおこなっている場合は，当該成績書等で確認する。	
	最小回転(旋回)半径	シャシ質量状態で，かじ取りハンドルを右又は左に最大に操作して，低速で回転(旋回)した場合における最外側のわだちの中心点の軌跡の半径を調べる。	
機能 a)b)		シャシ質量状態で，10 km(基準)の走行を行い，作動，漏れ，異音，過熱などを調べる。 ただし，車両の構造上の理由により走行距離の確保が困難な場合は，距離を適宜短縮してもよい。	2.5.2 による。
外観構造 b)	構造	目視による。	2.4.1 による。
	形状		2.4.2 による。
	外観		2.5.1 による。
	塗装		2.6 による。
	製品の表示		2.7 による。
属品 c)		目視による。	5.3 による。

品 名	トラック3 1/2 t 6×6 (2 t クレーン付)
-----	-----------------------------

表6－検査項目，試験方法及び判定基準（続き）

注 a)	車両の構造上等の理由により，本表に示す試験方法による試験を実施することが 適当ではない場合は，DSP D 0003の2.6.2の性能・機能に基づき直近に製 造し，官側の完成検査に合格している車両の当該検査資料に代える。
注 b)	JIS Z 9015-1によりおこない，検査水準は通常検査水準Ⅱ，主抜取表 はなみ検査の一回抜取方式，合格品質水準（AQL）は，2.5とする。
注 c)	JIS Z 9015-1に準じておこない，抜取はロットの大きさ（N）に関係 なく，資料の大きさ（n）を1，合格判定個数（Ac）を0，不合格判定個数を（R e）を1とする。

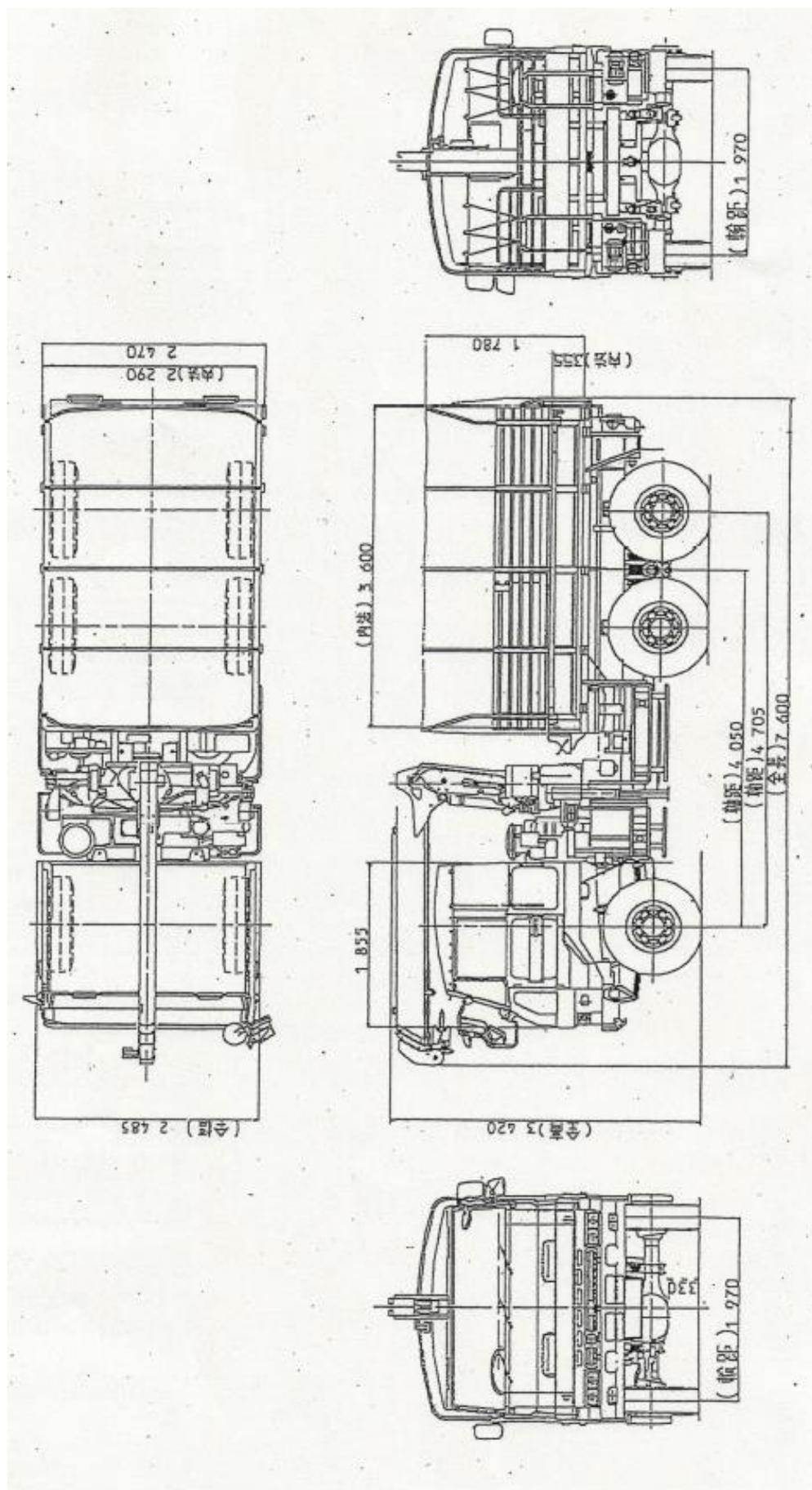


図 1 - I 型の形状及び寸法

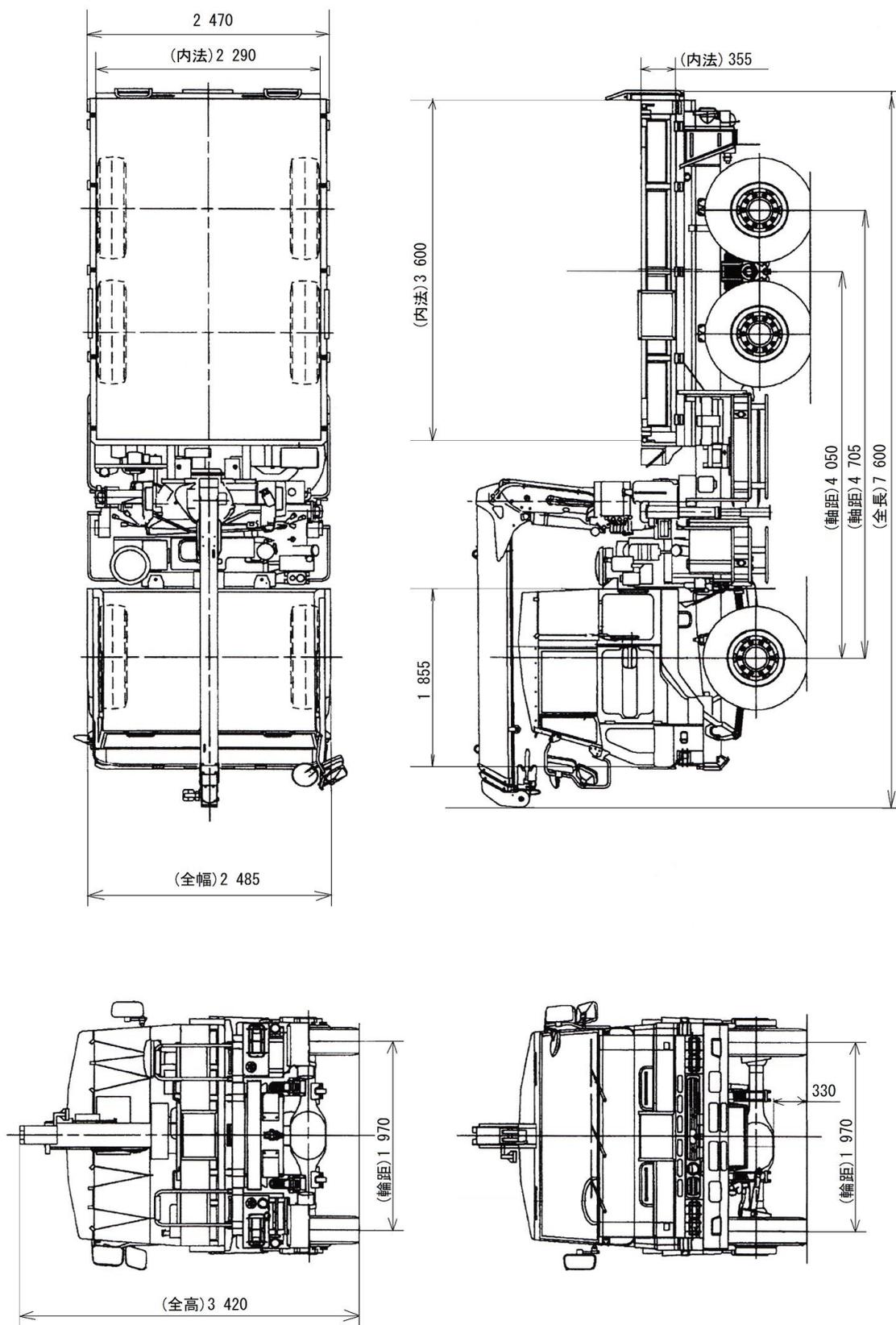


図 2 - II 型の形状及び寸法